

電子申告に関する要望事項

平成 22 年 6 月 23 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 20 年 9 月に IT 戦略本部より「オンライン利用拡大行動計画」が公表され、国税 15 手続を重点手続として平成 25 年度末までに利用率 65% という目標値が設定された。さらに、15 手続のうち先行手続として主に法人関係手続の 11 手続については、平成 23 年度末までに利用率 70% という目標値が設定された。

そのような中で、日税連では毎年、確定申告終了後から、電子申告の問題点及び課題を実務家からの視点から抽出し、国税庁に対して改善要望を提示してきた。一方で、税理士会員に対しては、新たな目標として「レベル 5 を達成した税理士会員は、全ての顧客の申告・申請を e-Tax で行うこと」を策定するとともに、「税理士のための電子申告 Q&A」の改訂等を行い、電子申告の重要性についての周知を図るとともに電子申告を推進してきた。

また、平成 20 年 4 月からは第二世代の電子証明書を税理士会員に発行してきたところである。

国税庁においても、ここ数年の間に、第三者作成添付書類の省略、税理士による代理送信、電子証明書等特別控除の適用期限の延長、e-Tax による還付申告の処理期間短縮、所得税確定申告期間の e-Tax の 24 時間受付、ヘルプデスクの強化、確定申告書等作成コーナーからの直接送信等、利用者視点に基づく使い勝手のよいシステム改善を多く実施してきた。

これらにより、平成 22 年 4 月に国税庁より発表された「平成 21 年度における e-Tax の利用状況について（概要）」によると、オンライン利用拡大行動計画の重点手続の利用件数は 1,658 万件に達し、前年対比 116% 増（所得税、法人税、消費税、法定調書等主要手続は 124% ~ 130% 増）という結果を残した。

先行手続 11 手続については、平成 23 年度目標値 70% に近接する 65.9%、重点手続 15 手続についても 45.4% を達成した。

しかし、今後さらに利用率を伸ばすためには、第一にシステム面の改善のみならず、電子申告制度そのものを改正していくことも必要である。電子申告を推進していくためには、従前のような紙の世界を電子に置き換えるという考え方ではなく、電子の特性を踏まえた新たな制度設計へのパラダイムシフトが必要とも思われる。

第二に税理士事務所の業務効率化に繋がるとの会員の意識改革である。日税連では、レベル 5 の会員を増やすことを目標に掲げているが、これは、オンライン利用拡大行動計画の目標の達成に貢献すると同時に、電子申告に対応することで税理士事務所の業務効率化に繋がるとの考えによるものである。また、さらに、ベンダーに対して利用率を伸ばすための協力依頼が必要である。多くの税理士はベンダーソフトを利用して電子申告を行うことから、今後は各ベンダーに対しても改善要望を行うことが必要と考えている。

現実には、税理士の電子申告促進については、既に 100% の電子申告達成率となっている税理士は利用件数がこれ以上伸びることはない。今後税理士の利用件数を増やすためには、まだ電子申告を行っていない税理士をどうやって掘り起こすか、また、電子申告を既に行っている税理士に 100% 電子申告を行うように促していくこと等が重要になってくるものと思われる。

電子申告を行える者は納税者本人若しくは税理士等に限られていることから、税理

士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点、解決策を主張し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家としての税理士の視点から要望事項の取りまとめを行った。この要望事項の立脚点は、「利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善」である。これは、すなわち「利用者＝人の満足度向上」であり、真の意味での「利便性」の実感であると考えます。利用者が各種行政手続のオンラインで利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、必然的により多くの手続をオンラインで利用するようになるはずであり、オンライン利用が促進される結果となる。今回の要望事項は、電子政府の早期実現のためにも、e-Tax システムに反映されることを強く望むものである。

電子申告に関する要望事項

(利用率を向上させるインセンティブ)

1. 電子政府の推進のために協力をした電子申告利用者に対して、インパクトのあるインセンティブを実施すること。

平成 21 年度の電子申告利用率は 45.4%と発表されたが、電子申告開始届出書の伸び率や所得税申告書の利用割合の伸び率を考えると、普及促進が頭打ちになっていくという可能性が考えられる。過去の電子申告利用率の向上には、相談会場の来署型電子申告の導入、電子申告推進のインセンティブとして考えられた 5,000 円の税額控除、税理士による代理送信等が大きく貢献してきた。しかしながら、今後さらに電子申告を推進していくためには、インセンティブとして、電子申告が普及するまで当分の間、毎年、税額控除を受けることができるよう要望する。

また、代理送信の場合でも、「電子申告控除」として税額控除を当分の間実施していただきたい。

(過渡期における経過措置)

2. 電子申告を行った者に対して、翌年度の紙ベースの申告書の事前送付をやめるとしても、何らかの方法で納税者及び税理士への情報提供を行うこと。

公平な行政サービスの実現と納税者のインターネット環境、IT スキルを考慮して、当分の間、電子申告を実施した納税者に対しても、申告のために必要な情報を郵送等により提供していただきたい。

納税意識を高めるという観点からも電子申告を利用した納税者全員に、申告に関する事前情報（振替情報等）を提供いただきたい。

なお、申告書を送付しないのであれば、送付しないことの周知を徹底することが必要である。

(贈与税等の電子申告対応)

3. 贈与税を電子申告対応すること。

一般的に贈与税は所得税に比べて申告件数が少ないものの、電子申告に馴染みやすい税目と考えられる。「税務署に行かなくても自宅、オフィス、税理士事務所から手続きができる」という電子申告のキャッチフレーズとの整合性を図るためにも、また、Web 上の「確定申告書等作成コーナー」(以下「作成コーナー」という。)にも贈与税が搭載されているので、贈与税について、早急に電子申告に対応していただきたい。

また、ある程度の申告件数が見込まれる税目における申請・申告書類（例えば、法人税等の間接諸税における申請・申告書類）で、まだ電子での受付ができていない書類については、送信範囲や添付書類及び送信容量等の条件制限を付加したとしても、可能な限り電子での受付が可能な体制を構築していただきたい。

(時間延長)

4. 受付時間を拡大すること。

平成 21 年度は、確定申告時期は 24 時間、さらに 5 月 28 日から 6 月 1 日までの間、受付時間拡大が実施されたが、365 日 24 時間利用可能とすることがインターネット本来の概念である。併せてヘルプデスクの受付時間（特に確定申告時期）も可能な限り延長が必要であると考ええる。利用率が大きく向上するまでの間、紙ベースの申告に比較して、毎月末の土日の運用や受付時間の拡大等、電子申告による優位性・利便性の更なる向上と、電子申告をしていることによる安心感の確保をするための改善をしていただきたい。

（メッセージボックスについて）

5．納税者を代理する税理士が、納税者のメッセージボックスの全情報を参照できるシステムを確立すること。

現在、電子申告利用者には、翌年に申告書が郵送されず、必要な情報はメッセージボックスに送られている。そこで、関与先にパソコンがない者もいることから、納税者のメッセージボックスに通知される全ての情報を代理送信する税理士のメッセージボックスにも送信し、税理士が自身のメッセージボックスで全ての情報を確認できるようにするべきである。

6．メッセージボックスの改善（記載事項・表示内容の充実、システム改善）を図ること。

（1）記載事項・表示内容の充実

個人消費税の申告書に関し、申告時において紙と同様に判断しやすいよう記載すること。免税事業者であっても消費税に関する事項を表示すること。

納税者側から提出済みの届出情報、例えば、棚卸資産の評価方法などについて、将来的にメッセージボックスに情報として提供すること。

（2）システム面の改善

フォントを大きく表示するなど、メリハリをつけて表示すること。

「お知らせ」については、1 ヶ月前にお知らせの配信がある旨を、ホームページ等で周知すること。

メッセージボックスを複数にする（源泉用・申告用）など、分類して管理しやすいような構造にすること。

メッセージボックスの内容をまとめて印刷できるようにすること。また、例えば、電子申請等証明書の印刷が簡単にできるように改善すること。

（確定申告書等作成コーナー）

7．国税庁ホームページの「作成コーナー」を改善して、税理士会の税務支援事業や税理士事務所で利用しやすい環境とすること。

無料相談会場のパソコン設置及び「作成コーナー」は、年々改善されてきている。多くの点で、税理士会の税務支援事業や税理士事務所で利用しやすい環境を整えられてきたが、まだいくつかの問題点は残されている。

（1）税務支援会場等で税理士が代理送信で電子申告することを想定して、税理士専用の入力画面を作っていただきたい。その場合、「電子申告を行う際の確認事項（準備編）」の最初の画面での各種チェックについては、画面をスキップできる

ようにすること。

- (2)(1)の要望のとおり、税理士専用画面を設けた場合は、さらに、「日税連電子認証局発行のICカードマネージャ」のみの対応とすること。
- (3)前年入力した基本的な文字情報の表示、あるいは、1ヶ所のデータ入力で画面が変わっても繰り返し入力をさせないシステムなど、入力の省力化を図ること。
- (4)決算書等に、税理士の氏名等を表示すること。

(国税庁 e-Tax ソフトの改善)

8. 国税庁 e-Tax ソフトの見直しの方向性についての要望(新規)

電子申告制度導入から6年を経て、電子申告の利用率は伸びているが、e-Tax ソフトそのものの利用率は低下していると予測される。これは「作成コーナー」が利用者視点で作成されており飛躍的に使い勝手が向上していることと、ベンダーソフトの著しい改善により利便性が高まっていることが予測できるためである。実際のソフトの使用状況では税理士事務所はベンダーソフトを使い、無料相談会場では「作成コーナー」が使われている。現在、e-Tax ソフトには、ベンダーソフトや「作成コーナー」にはない、全ての様式の申告書、帳票が準備されているという強みがある。したがって、e-Tax ソフトは「租税書式全集」又は「ビューワーソフト」という位置づけで残していただきたい。また、将来的には、法人税の申告や法定調書等全ての申請・申告についても、Web化していただきたい。Web化できない場合は、e-Tax ソフトについては、下記の改善をしていただきたい。

- (1) 必須入力事項を明確にするなど、e-Tax ソフトの帳票作成画面を使いやすくすること。
- (2) 住所を入力する際、郵便番号を入力すれば市区町村まで自動検索して入力の手間を省略できるようにすること。
- (3) 法定調書合計表については、源泉徴収票の入力画面のフォントが小さすぎて、文字を読むのが困難である。また、前年送付データが使用できるようにする。
- (4) 文字が読める大きさの範囲で、減価償却明細の資産名称欄等の入力可能文字数を増やすこと。
- (5) 基本情報登録画面で、税理士の利用者識別番号を入力するときにおいても規定桁数毎に自動で移動できるようにすること。
- (6) 使用文字制限を解決し、cm、kg、km、cc、m²、m³などの特殊文字が入力できるようにすること。

9. エラーの際、考えられる主な原因など、次の対処がしやすいメッセージを表示すること。

エラーメッセージについては、毎年システム修正によって改善されたものの、まだメッセージの内容が不明瞭である。e-Tax ソフトでは、電子署名時に初めてスキーマエラーが表示されるが、エラーメッセージの意味が分からず、また、間違っている箇所も明確に表示されない。

については、スキーマチェックを電子署名時ではなくデータ作成終了時に実施し、エラーが発見された場合には、エラー箇所に色をつける、あるいはエラー表示タグからFAQ等にリンクを貼る仕組みを作成するなど、分かりやすい工夫をすべきであ

る。

(利用者識別番号)

10. 利用者識別番号の利便性を向上させること。(新規)

- (1) 利用者識別番号や暗証番号を忘れた場合の変更等届出書の e-Tax での提出についても、オンライン発行すること。
- (2) 利用者が最終ログインから5年間ログインしなかった場合には、利用者識別番号が失効する(利用規約第12条)こととされているが、税理士が代理送信している場合は、利用者のログインとみなして、この規約の条項を適用しないこと。

11. 所轄税務署とのコミュニケーションをより円滑にする方策を実施すること。(新規)

個人が期限内に申告書等を再送信した場合、所轄税務署から確認の連絡があるが、最後に送信したものが有効であるから、その周知を図っていただきたい。これにより、税理士と所轄税務署の担当者とのコミュニケーションの円滑化が図られ、また、重複する確認作業を省略することになる。

12. 送信後のデータ及び電子申請等証明書の利用価値を高めること。

現在、電子申告を行った場合、送信後のデータそのものは電子申告以外に利用するケースは殆どない。また、平成19年分から開始された電子申請等証明書についても、まだ利用する機会は少ないため、これらのデータが電子申告以外にも利用されるよう金融機関等へ広報するなど二次利用の機会を増やし、その利用価値を向上させることが電子申告の利用促進に繋がると思われる。

(ダイレクト納付)

13. ダイレクト納付の利用環境を改善すること。(新規)

ダイレクト納付の利用可能金融機関が少ないため、利用したくても利用できない納税者が存在するので、利用可能金融機関を早急に拡大していただきたい。

(全市町村の eLTAX 導入)

14. 全市町村が eLTAX に参加すること。

国税・地方税のデータ連携が実現すると聞いているが、しかし、全国の市町村が eLTAX に参加して、法人市民税等の地方税の申告が全て受付可能とならなければ、その価値は半減する。継続的に総務省及び地方自治体への協力を要請し、全地方自治体へ早期に導入していただきたい。また、国税庁より社団法人地方税電子化協議会に対して、e-Tax と eLTAX の受付時間及び使用文字を同一にするよう要望していただきたい。